

鳥取県立米子高等学校グラウンド芝生撤去業務仕様書

1 業務名等

(1) 業務の名称

鳥取県立米子高等学校グラウンド芝生撤去業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

2 業務概要

グラウンドの不要となった芝生を撤去し真砂土を敷くことで、体育活動等の使用にふさわしい状態に整備する。

3 業務内容

(1) 対象範囲

別図1「指定範囲」のとおり

(2) 表土剥ぎ

5cm程度の表土を剥ぎ取る。

剥ぎ取った土は別図1「残土搬出場所」に運搬し、敷き均す。

(3) 整地

客土（ふるい真砂土）を搬入し、転圧する。

(4) その他

別図2のとおり、散水設備が埋設されているので注意すること。

4 業務の実施

(1) 業務現場管理

ア 業務管理

受注者は、本業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うものとする。

イ 業務条件

(ア) 業務を行う日時は、事前に発注者の承諾を得ること。

(イ) 本業務に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、受注者の負担において既成にならない補修すること。

ウ 業務責任者

受注者は、あらかじめ業務責任者を定め発注者に通知すること。

また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

エ 作業員

(ア) 作業員は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(イ) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。発注者から当該資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(ウ) 作業員は、名札又は腕章を着けて業務を行うものとする。

(2) 業務計画書

次の内容を記載した業務計画書を、作業を実施する1週間前までに発注者に提出し、承諾

を得ること。

- ア 業務概要
- イ 業務管理体制
- ウ 工程表
- エ 施工の具体的な要領

5 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲

- ア 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の負担において履行すべきものとする。
- イ 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。
- ウ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(2) 疑義に対する協議等

- ア 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- イ アの協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

(3) 提出書類の書式等

各種提出書類の書式は、別に定めがある場合を除き、発注者の指示によるものとする。

(4) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図るものとする。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における納入物を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職

員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1 0 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 1 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 2 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 3 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出し、10日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに発注者の検査を受けなければならない。

1 4 委託料の支払

- (1) 受注者は、13の検査合格後、速やかに委託料を発注者に請求する。
- (2) 発注者は、(1)に規定する正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

1 5 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - エ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下

「暴力団員」という。)であると認められるとき。

カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5) 発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

1.6 賠償の予定

受注者が1.5の(3)エに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

1.7 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

1.8 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1.9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。